

**鳥取県告示第335号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
元明倫館売買代金に係る遅延利息の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課  
副主幹 杉原 孝治  
主事 大田 勝範
- 3 委任期間  
平成22年5月12日から平成23年3月31日まで